

各府立学校 校長・准校長 様

教職員室教職員企画課長

「病気休暇の期間の通算方法の見直しについて（通知）」の改正について

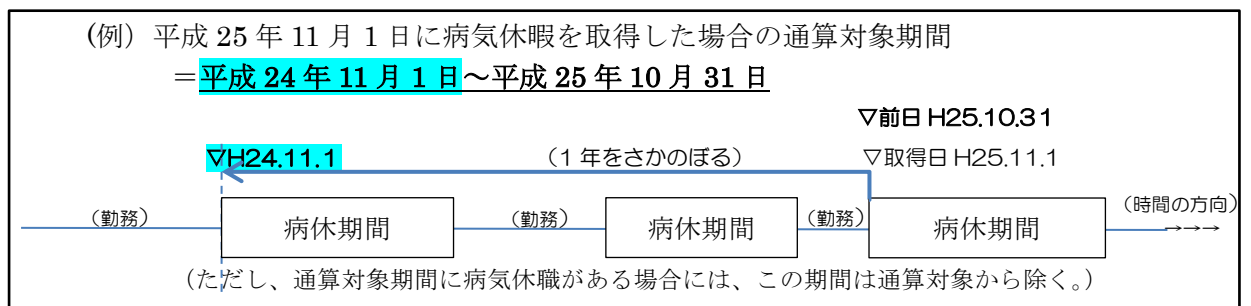
平成 25 年 9 月 9 日付け教委職企第 1631 号で通知しました標記に関し、下記のとおり改正しましたので通知します。

貴職におかれましては、別添資料（【教職員通知用】別紙(改正版)）により、所属職員に周知いただくとともに、その取扱いについて遺漏のないように配慮願います。

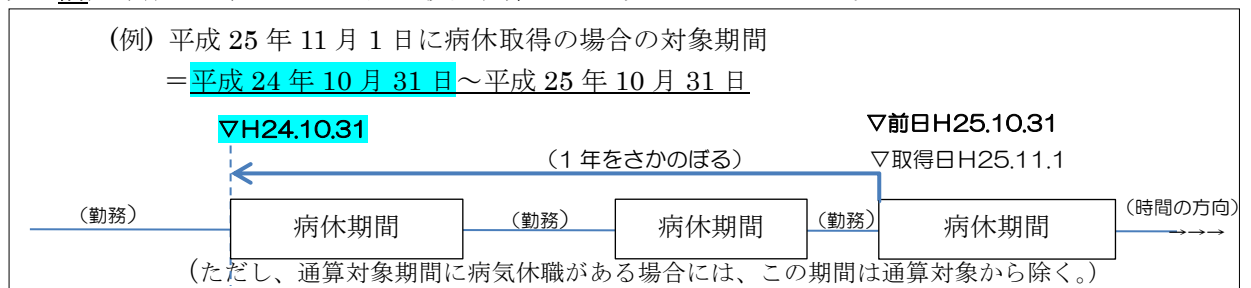
記

1. 通算対象期間の取扱いの考え方について

(改正後) 「通算対象期間」 = 「病気休暇取得の前日から過去 1 年間」



(改正前) 平成 25 年 9 月 9 日付け教委職第 1631 号での通知による考え方



※教委職企第 1631 号通知の添付資料「病気休暇期間の通算方法の改正について（教職員周知用の別紙）」のうち、「④病休取得の前日から起算して前 1 年間（通算対象期間）の考え方について」の後段部分が改正箇所となります。（別添【新旧対照表】を参照）

2. 改正の理由

任命権者間で取扱いに差異が生じていたため、その統一を図る。

3. その他

平成 25 年 10 月 1 日から本改正前までに付与された病気休暇の期間の通算は、改正後の本件通知の相当規定のとおり取り扱うものとする。

病気休暇期間の通算方法の改正について

【教職員周知用】
別紙
(改正版)

○病気休暇（以下「病休」という。）の通算

①病休日数計算の改正について

現行

○7日以上（時間単位を含まない）の病休を通算

- ・7日以上（時間単位を含まない）の病休を取得した場合、その開始の前日から起算して前1年の期間に取得した7日以上（時間単位を含まない）の病休を通算

イメージ図

取得の日の前日から前1年間（病気休職の期間を除く）

※それぞれ、病休の取得時点で通算の判断を行う



改正内容

○1日単位（時間単位を含む）の病休を通算

- ・時間単位（7時間45分未満）の病休も1日としてカウント（時間の積上げ方式ではない。国と同様の扱い）
- ・病休を取得した場合、その開始の前日から起算して前1年の期間に取得した1日以上（時間単位を含む）の病休を通算

※ただし、人工透析を勤務時間中に行わなければならない場合は、この通算から除外する

イメージ図

取得の日の前日から前1年間（病気休職の期間を除く）

※それぞれ、病休の取得時点で通算の判断を行う

②病休と病休の間に挟まれた週休日等の扱いについて

現行

○7日以上先の病休については、病休と病休との間に挟まれた週休日・休日・代休日は通算するが、年休・特休及び時間単位の病休等は通算しない
(連続する90日の病休については、勤務実績がない日はすべて通算)



改正内容

○勤務時間の全てを勤務しない病休と病休との間に挟まれた勤務実績がない日は、療養する必要がある状態が引き続いているとみなすために通算する
○ただし、①出産する場合の特別休暇の場合、②生理のため勤務が著しく困難である場合の特別休暇の場合、③公務災害、通勤災害の承認を受けて勤務しなかった場合は、この通算から除外する。

イメージ

- ・病休（全）とは、一日単位の病休又は時間単位の病休と年休等を併用して勤務時間の全てを勤務しない日をいう
- ・病休（時間）とは、勤務時間の一部に病休を取得しているが、勤務実績のある日をいう
- ・年休（全）とは、一日単位の年休等又は病休以外の年休等を併用して勤務時間の全てを勤務しない日をいう
- ・年休（時間）とは、勤務時間の一部に病休以外の年休等を取得しているが、勤務実績のある日をいう

病休（全）	病休（全）	病休（全）		3日間
病休（全）	病休（時間）	病休（全）		3日間
病休（全）	週休日	週休日	病休（全）	4日間
病休（時間）	週休日	週休日	病休（時間）	2日間
病休（全）	年休（全）	病休（全）		3日間
病休（全）	年休（時間）	病休（全）		2日間

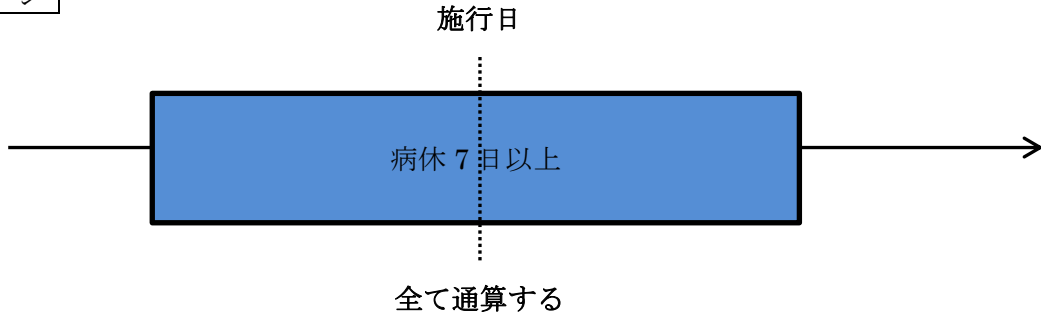
③ 病休通算の考え方について

「施行日前は7日以上の束、施行日後は1日以上（時間単位を含む）を通算する。」

※施行日にまたがる病休通算の考え方について

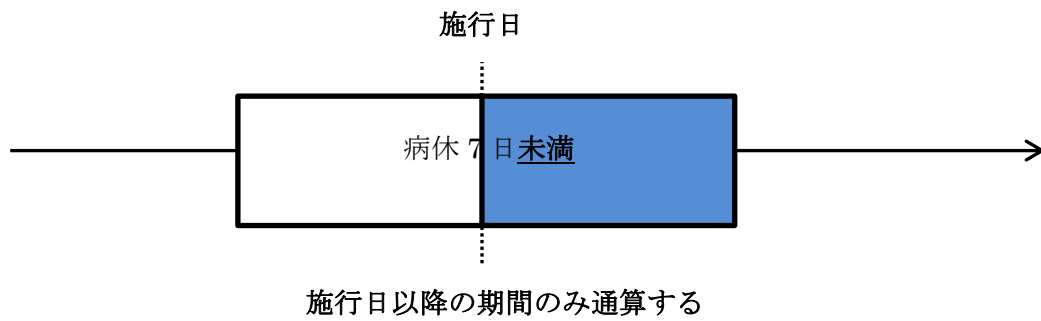
○施行日前から施行日後にまたがる連続7日以上の病休の期間は全て通算する。

イメージ



○施行日にまたがる連続7日未満の病休の期間は、「施行日以降の期間のみ」通算する。

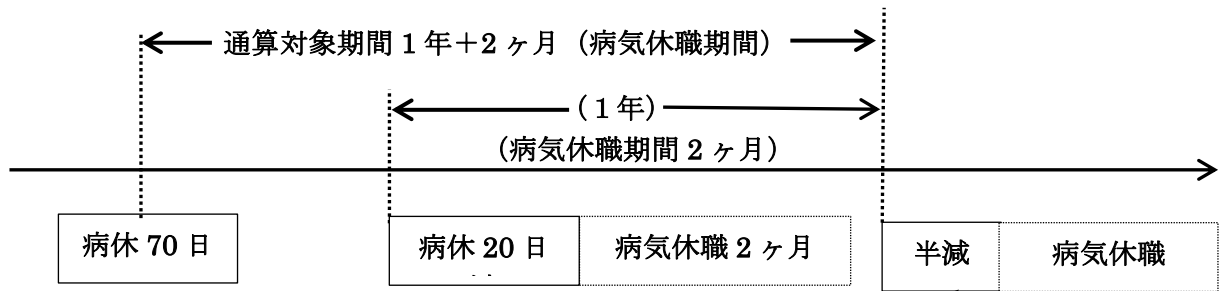
イメージ



④病休取得の前日から起算して前1年間（通算対象期間）の考え方について

○病休取得の前日から起算して前1年間に病気休職があれば、この期間は通算対象から除く。

イメージ



通算90日を超えて、病休(全)の場合は給料半減
(⇒病気休職手続き終了後、直ちに病気休職)

○連続する病休の場合は、当該**連続する病休**の初日の前日から起算する。
(ただし、病気休職の期間を除く)

イメージ

【H25.10.4 から H25.10.9 までに下図のように病休（全）・病休（時間）を取得した場合】
⇒起算日は、①・②・③・④となる。

①	②			③		④	
10/3 (木)	10/4 (金)	10/5 (土)	10/6 (日)	10/7 (月)	10/8 (火)	10/9 (水)	10/10 (木)
出勤	病休 (全)	週休日	週休日	病休 (全)	病休 (時間)	病休 (全)	出勤

← 連続する病休 →

- ① 10/4 に病休（全）を取得した場合 ⇒起算日は 10/3
◆10/4 の病休は、10/3 以前の病休と連続していない。(10/3 が出勤であるため)
⇒通算対象期間：H24.10.4～H25.10.3（当該病休取得の前日から起算して前1年間）及び H25.10.4（当該病休の期間）
- ② 10/7 に病休（全）を取得した場合 ⇒起算日は 10/3
◆10/7 の病休は、10/4 の病休(週休日を含めて)と**連続している**。
(10/5、10/6 の週休日が病休（全）と病休（全）には含まれているため)
⇒通算対象期間：H24.10.4～H25.10.3（当該**連続する病休**の初日の前日から起算して前1年間）及びH25.10.4～H25.10.7(当該**連続する病休**の期間)
- ③ 10/8 に病休（時間）を取得した場合 ⇒起算日は 10/7
◆10/8 の病休は、10/7 以前の病休と連続していない。
(10/8 が病休(時間)であり、病休(全)に該当しないため)
⇒通算対象期間：H24.10.8～H25.10.7（当該病休取得の前日から起算して前1年間）及び H25.10.8（当該病休の期間）
- ④ 10/9 に病休（全）を取得した場合 ⇒起算日は 10/8
◆10/9 の病休は、10/8 以前の病休と連続していない。
(10/8 が病休(時間)であり、勤務実績があるため)
⇒通算対象期間：H24.10.9～H25.10.8（当該病休取得の前日から起算して前1年間）及び H25.10.9（当該病休の期間）

別添
【新旧対照表】

病気休暇の期間の通算方法の見直しについて（通知）（平成 25 年 9 月 9 日付け教委職企第 1631 号）
教職員周知用 別紙 「病気休暇期間の通算方法の改正について」 【新旧対照表】

改 正 後	現 行
<p>病気休暇の期間の通算方法の見直しについて(通知) （平成 25 年 9 月 9 日付け教委職企第 1631 号） （改正 平成 25 年 11 月 14 日付け教委職企第 1631-2 号） （教職員周知用別紙）「病気休暇期間の通算方法の改正について」</p> <p>○病気休暇（以下「病休」という。）の通算</p> <p>① 病休日数の計算の改正について（略） ② 病休と病休の間に挟まれた週休日等の扱いについて（略） ③ 病休通算の考え方について（略）</p> <p>④ 病休取得の前日から起算して前 1 年間（通算対象期間）の考え方について</p> <p>○病休取得の前日から起算して前 1 年間に病気休職があれば、この期間は通算対象から除く。 （略）</p> <p>○連続する病休の場合は、当該連続する病休の初日の前日から起算する。 （ただし、病気休職の期間を除く）</p> <p>イメージ 【H25.10.4 から H25.10.9 までに下図のように病休（全）・病休（時間）を取得した場合】</p> <p>⇒起算日は、①・②・③・④となる。</p>	<p>病気休暇の期間の通算方法の見直しについて(通知) （平成 25 年 9 月 9 日付け教委職企第 1631 号） （教職員周知用別紙）「病気休暇期間の通算方法の改正について」</p> <p>○病気休暇（以下「病休」という。）の通算</p> <p>① 病休日数の計算の改正について（略） ② 病休と病休の間に挟まれた週休日等の扱いについて（略） ③ 病休通算の考え方について（略）</p> <p>④ 病休取得の前日から起算して前 1 年間（通算対象期間）の考え方について</p> <p>○病休取得の前日から起算して前 1 年間に病気休職があれば、この期間は通算対象から除く。 （略）</p> <p>○連続する病休の場合は、当該連続する病休の初日の前日から起算する。 （ただし、病気休職の期間を除く）</p> <p>イメージ 【H25.10.4 から H25.10.9 までに下図のように病休（全）・病休（時間）を取得した場合】</p> <p>⇒起算日は、①・②・③・④となる。</p>

	②	②			③	④	
10/3 (木)	10/4 (金)	10/5 (土)	10/6 (日)	10/7 (月)	10/8 (火)	10/9 (水)	10/10 (木)
出勤	病休 (全)	週休日	週休日	病休 (全)	病休 (時間)	病休 (全)	出勤

← 連続する病休 →

- ① 10/4 に病休 (全) を取得した場合 ⇒起算日は10/3
 ◆10/4 の病休は、10/3 以前の病休と連続していない。
 (10/3 が出勤であるため)
 ⇒通算対象期間：H24.10.4～H25.10.3 (当該病休取得の前日から起算して前1年間) 及びH25.10.4 (当該病休の期間)
- ② 10/7 に病休 (全) を取得した場合 ⇒起算日は10/3
 ◆10/7 の病休は、10/4 の病休(週休日を含めて)と**連続**している。
 (10/5、10/6 の週休日が病休 (全) と病休 (全) には含まれているため)
 ⇒通算対象期間：H24.10.4～H25.10.3 (当該**連続する病休**の初日の前日から起算して前1年間) 及びH25.10.4～H25.10.7(当該**連続する病休**の期間)
- ③ 10/8 に病休 (時間) を取得した場合 ⇒起算日は10/7
 ◆10/8 の病休は、10/7 以前の病休と連続していない。
 (10/8 が病休(時間)であり、病休(全)に該当しないため)
 ⇒通算対象期間：H24.10.8～H25.10.7 (当該病休取得の前日から起算して前1年間) 及びH25.10.8 (当該病休の期間)
- ④ 10/9 に病休 (全) を取得した場合 ⇒起算日は10/8
 ◆10/9 の病休は、10/8 以前の病休と連続していない。
 (10/8 が病休(時間)であり、勤務実績があるため)
 ⇒通算対象期間：H24.10.9～H25.10.8 (当該病休取得の前日から起算して前1年間) 及びH25.10.9 (当該病休の期間)

	①	②			③	④	
10/3 (木)	10/4 (金)	10/5 (土)	10/6 (日)	10/7 (月)	10/8 (火)	10/9 (水)	10/10 (木)
出勤	病休 (全)	週休日	週休日	病休 (全)	病休 (時間)	病休 (全)	出勤

← 連続する病休 →

- ① 10/4 に病休 (全) を取得した場合 ⇒起算日は10/3
 ◆10/4 の病休は、10/3 以前の病休と連続していない。
 (10/3 が出勤であるため)
 ⇒通算対象期間：H24.10.3～H25.10.3 (当該病休取得の前日から起算して前1年間) 及びH25.10.4 (当該病休の期間)
- ② 10/7 に病休 (全) を取得した場合 ⇒起算日は10/3
 ◆10/7 の病休は、10/4 の病休(週休日を含めて)と**連続**している。
 (10/5、10/6 の週休日が病休 (全) と病休 (全) には含まれているため)
 ⇒通算対象期間：H24.10.3～H25.10.3 (当該**連続する病休**の初日の前日から起算して前1年間) 及びH25.10.4～H25.10.7(当該**連続する病休**の期間)
- ③ 10/8 に病休 (時間) を取得した場合 ⇒起算日は10/7
 ◆10/8 の病休は、10/7 以前の病休と連続していない。
 (10/8 が病休(時間)であり、病休(全)に該当しないため)
 ⇒通算対象期間：H24.10.7～H25.10.7 (当該病休取得の前日から起算して前1年間) 及びH25.10.8 (当該病休の期間)
- ④ 10/9 に病休 (全) を取得した場合 ⇒起算日は10/8
 ◆10/9 の病休は、10/8 以前の病休と連続していない。
 (10/8 が病休(時間)であり、勤務実績があるため)
 ⇒通算対象期間：H24.10.8～H25.10.8 (当該病休取得の前日から起算して前1年間) 及びH25.10.9 (当該病休の期間)

<施行期日> 平成25年11月14日から施行する。

<経過措置> 平成25年10月1日から本改正前までに付与された病気休暇の期間の通算は、改正後の本件通知の相当規定のとおり取り扱うものとする。